

超高層建築物に関する防災指導基準

凡例 ◎：法令基準 ○：法令基準+指導基準 △：指導基準

(目的)

第1 この基準は、超高層建築物における出火防止、火災拡大防止、避難の安全確保、消防用設備等又は特殊消火設備等（以下「消防設備等」という。）、消火救助活動の容易性の確保等を図るための指導に関し、関係法令によるほか必要な事項を定め、もって建築物の安全化を推進することを目的とする。

(適用範囲)

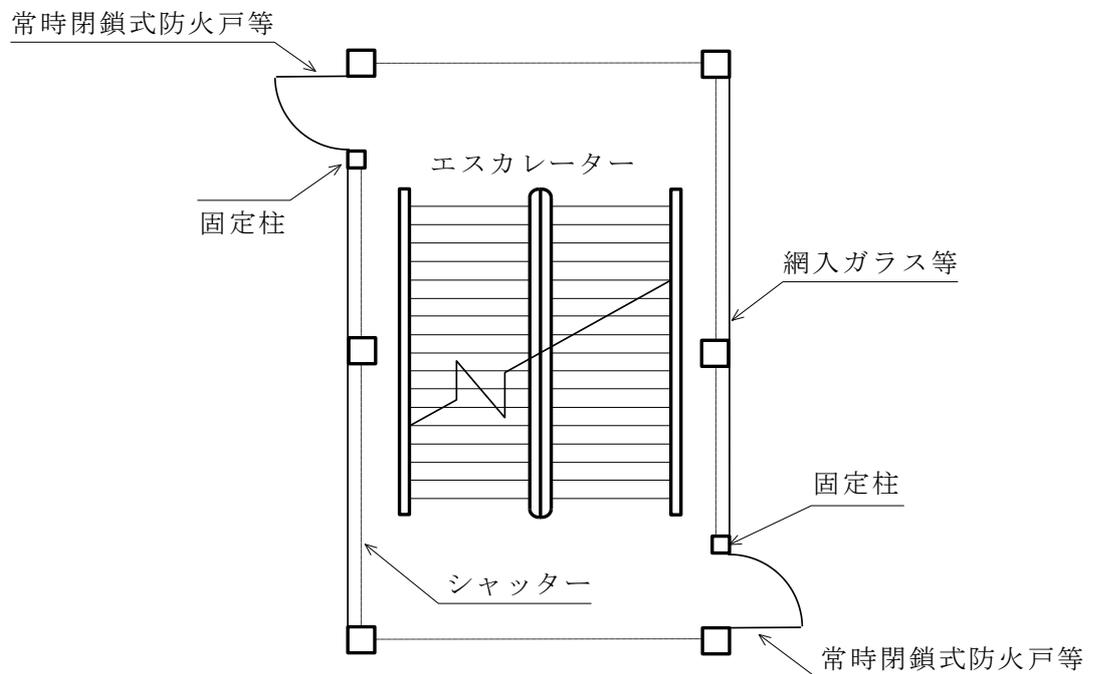
第2 本指導基準は、高さ45メートルを超える高層の建築物に対し適用するものとする。

(安全対策)

第3 防火区画

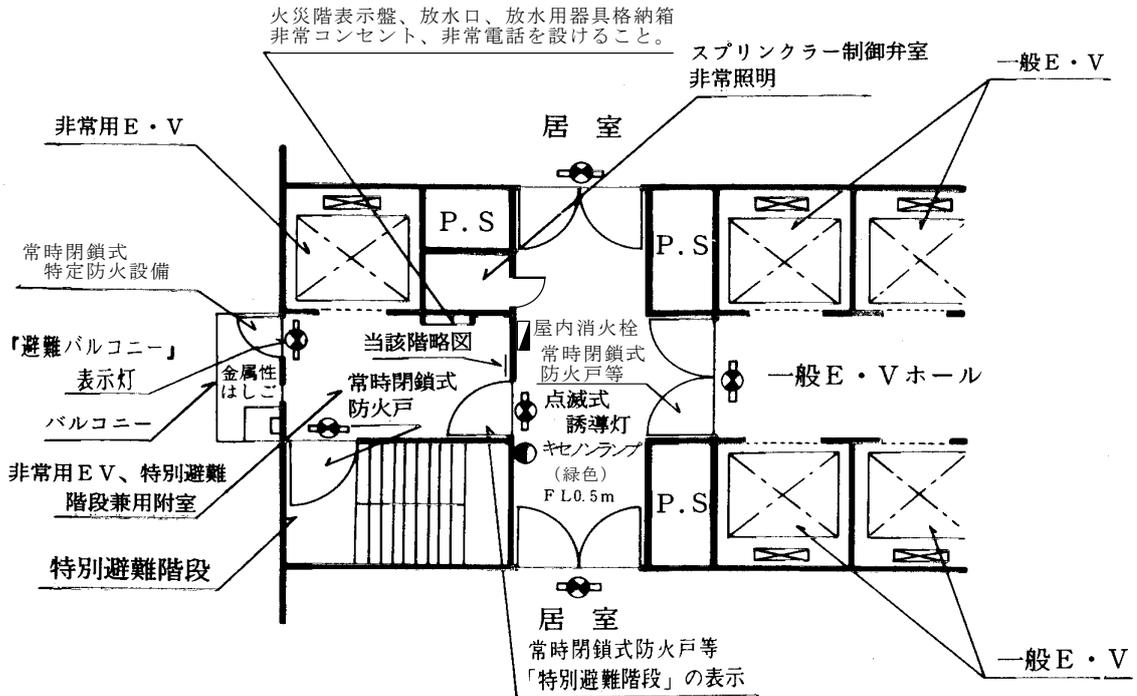
(1) 超高層部（高さ45メートルを超える部分をいう。以下同じ。）は、避難経路となる廊下等と居室等を防火区画し、居室等の出入口の上部には概ね0.3メートル以上の防煙上有効な垂れ壁を設ける。 △

(2) エスカレーターの防火区画にシャッターを用いる場合は、防火戸（建築基準法第2条第9号の2口に規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。）と同等以上の性能を有するガラス等を固定して設けるなど、シャッターの降下障害が生じない措置を講ずる。（例図1） △



例図1 エスカレーターの防火区画

- (3) エレベーターロビー（非常用エレベーターを除く。）は、他の部分と耐火構造の壁、床及び随時開くことができる自動閉鎖装置付きの防火戸（以下「常時閉鎖式防火戸」という。）又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動により自動的に閉鎖する防火戸（以下「煙感知器連動閉鎖式防火戸」という。）で区画する。（例図2） △



例図2 防火区画

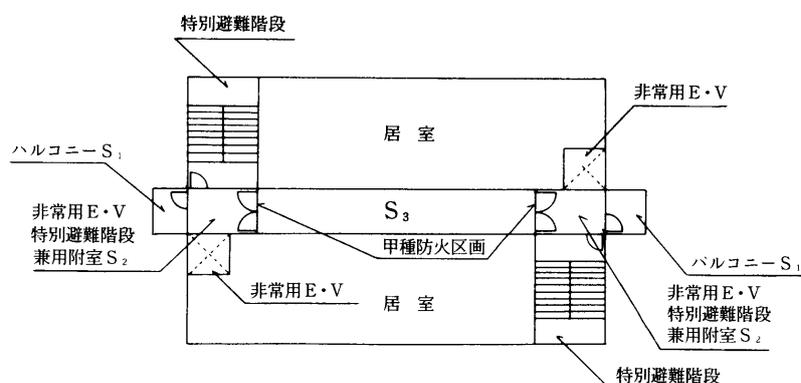
- (4) 電線類のシャフトは、各階ごとに耐火構造の床を設け、電線類が貫通する部分は、国土交通大臣が認めた延焼防止上有効な措置を講ずる。 △
- (5) 給水、排水管等のシャフトは、前(4)の例による。 △
- (6) 厨房等の火気使用室は、他の部分と防火区画し、開口部には常時閉鎖式防火戸又は煙感知器連動閉鎖式防火戸を設ける。 ○

2 内装

- 壁及び天井の下地を不燃材料で造り、仕上げは準不燃材料とする。 ○

3 安全空間

超高層部には避難上及び防火上安全で、かつ、消防活動及び救助活動に有効な「安全空間」を次により設ける。(例図3) △



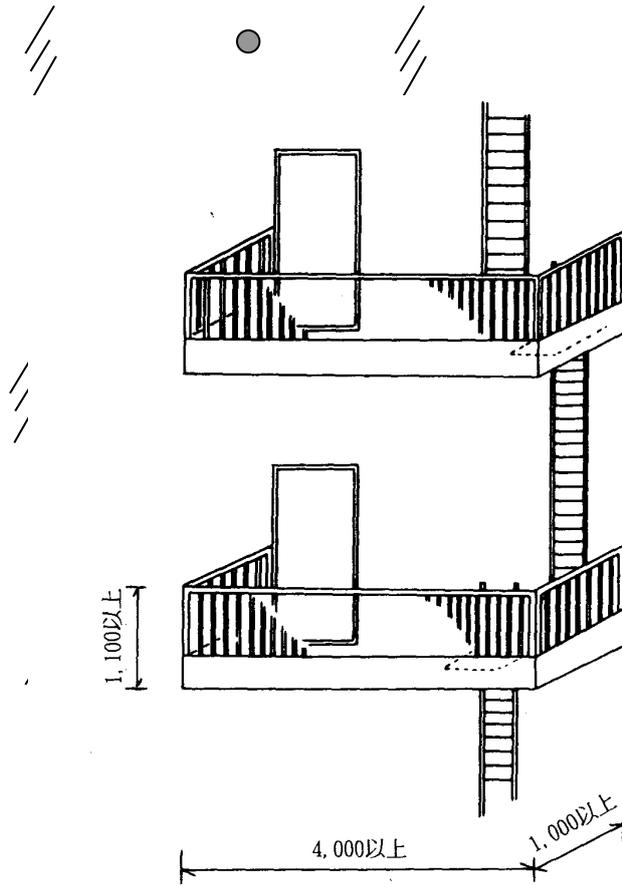
安全空間 ($S_1 + S_2$) は、避難者が滞留できる十分な床面積とする。

例図3 安全空間

- (1) 耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備である防火戸により区画する。 △
- (2) 前(1)の防火戸は、常時閉鎖式又は煙感知器連動閉鎖式とする。 △
- (3) 特別避難階段等に直結し、相離れた位置に2ヶ所以上設ける。 △
- (4) 階の避難者が滞留できるだけの十分な広さとする。 △

4 避難施設

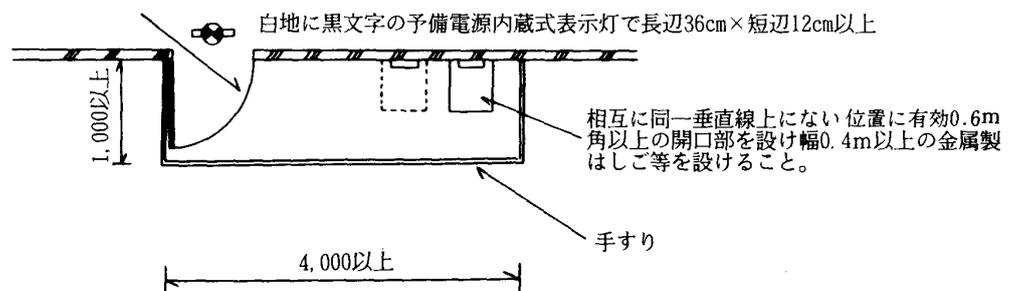
- (1) 居室の各部分から2以上の方向に避難経路が確保されているものとする。ただし、100平方メートル未満の居室にあつては、この限りでない。 ○
- (2) 避難バルコニーを次のとおり階ごとに設ける。(例図2, 4)



例図4 避難施設

避難バルコニーは他の用途部分（安全空間を除く）と防火区画する。

常時閉鎖式甲種防火戸



- ア 避難バルコニーは、避難階の直上階まで連続して設けるとともに、道路、広場等避難上有効な空地に面し、かつ、はしご自動車が有効に架梯できる位置とする。 ○
- イ 避難バルコニーは、安全空間又は廊下等の共用部分に接続して設ける。 △
- ウ 避難バルコニーは、奥行き1メートル以上かつ2メートル以下、長さ4メートル以上とし、安全空間以外の他の用途部分とは防火区画（防火戸にあっては特定防火設備に限る。）し、当該避難バルコニーの3メートル以内の距離にある窓等は、防火戸とする。 ○
- エ 屋内から避難バルコニーへ通ずる出入口には、誘導灯のB級と同等以上の器

具（予備電源内蔵式）を用い、「避難バルコニー」（表示面は白地、文字は黒字）と表示する。 △

オ 避難バルコニーの出入口を施錠する場合は、次のいずれかの方法により解錠できるものとする。 △

（ア）電気錠により施錠管理する場合は、通電時施錠型とし、自動火災報知設備の作動と連動して解錠する装置及び防災センターからの遠隔解錠装置により一斉に解錠できる装置を設ける。

（イ）屋内からは容易に破壊できるカバー付の手元非常解錠装置を設け、屋外からは手動により開放できる装置を設ける。

（ウ）その他これらと同等の解錠機能を有するものとする。

カ 避難バルコニーには、安全上有効な高さ1.1メートル以上の手すりを設ける。 ◎

キ 避難バルコニーには、相互に同一垂直線上とならない位置に有効0.6メートル角以上の転落防止措置を講じた開口部を設け、当該開口部に直上、直下の階へ連絡する幅0.4メートル以上の固定の金属製はしご等を設ける。

ただし、避難階の直上階に設けるものにあつては、固定式としないことができる。 ◎

（3）超高層部へ通ずる直通階段は、避難階において上階側と下階側とが防火区画（防火戸にあつては、特定防火設備に限る。）により安全に区画する。ただし、開放廊下等に接続した常時開放開口部を持った階段にあつては、この限りでない。 △

（4）特別避難階段の附室で、外気に向かって開くことができる窓は、防災センターにおける遠隔操作式又は煙感知器連動開放式とし、一斉開放（開放ロック付）が可能とする。（開放駆動力は、当該開口部に直角な風速5 m/secの速度圧以上とする。）

△

（5）階段室内には、非常電源内蔵式照明器具により階数を表示する。 △

（6）特別避難階段の附室（バルコニーを含む。）から階段に通ずる出入口に設ける防火戸は、常時閉鎖式のものとする。 △

（7）特別避難階段の附室の出入口には、「特別避難階段」の表示（表示の大きさは、0.1メートル×0.6メートル以上とし、緑地に明確に読める大きさの白文字）をする。 △

（8）特別避難階段の附室に通ずる出入口の上部には、おおむね0.3メートル以上の防煙上有効な垂れ壁を設ける。 △

（9）特別避難階段の階段室及び附室に面して倉庫、湯沸室の出入口及び電線類等のシャフトの出入口を設けない。 ○

（10）用途や営業時間の異なる部分が共存する場合の防火戸には、相互に避難上の障害とならないよう自動火災報知設備の作動と連動して解錠する等の措置を講ずる。 ◎

5 厨房設備

（1）豊田市火災予防条例第3条の4第1項第2号二に基づき、厨房設備に設ける火災伝送防止装置は自動消火装置を設ける。 ○

6 防災センター

(1) 防災センターは、次により設ける。

ア 火災時に適切な対応ができる人員が常時いるものとする。 ◎

イ 避難階又はその直上階若しくは直下階で、直接屋外へ避難できる出入口付近又は防災センターの出入口から屋外に通ずる一の出入口に至る通路部分が防火上他の用途部分と区画され、かつ、歩行距離30メートル以下となる位置に設ける。

◎

ウ 非常用エレベーターの直近とする。 △

エ 中央監視室との統一的運用が可能となる位置とする。ただし、非常時に防災センターからの制御が可能となる機能を有する場合は、この限りでない。 △

オ 広さは、防災設備機器等を監視、制御、操作及び保守を容易にできる広さとするほか、消防活動の拠点として運用するための床面積25平方メートル（地階を除く階数が15以上のものにあつては、階数5以内ごとに5平方メートルを増した床面積）を加えた広さとする。 △

カ 他の用途部分と耐火構造の床若しくは壁又は防火戸により区画され、かつ、内装は下地を含めて不燃材料により構成されているものとする。 ○

キ 防災センターの同一区画内には、防災センター要員が仮眠、休憩等をする部分を設けない。 ○

ク 防災センターは、漏水、浸水等に対して適切な防水措置を講じる。 △

(2) 防災センターには、当該防火対象物の電話交換機を経ることなく消防機関へ常時通報することができる電話を設ける。 △

(3) 防災センターに設置する防災管理に関するすべての機器に供給する電源は、自家発電設備の回路に組み込む。 △

(4) 防災センターの換気、空調設備は専用とする。ただし、防災センター用機器室の換気、空調設備と兼用しても支障ない。 △

7 スプリンクラー設備

(1) 制御弁は、特別避難階段の附室又は非常用エレベーターの乗降口ビークの直近に設ける。 △

(2) 一のアラーム弁が受け持つ放水区域は、自動火災報知設備の警戒区域と整合する。

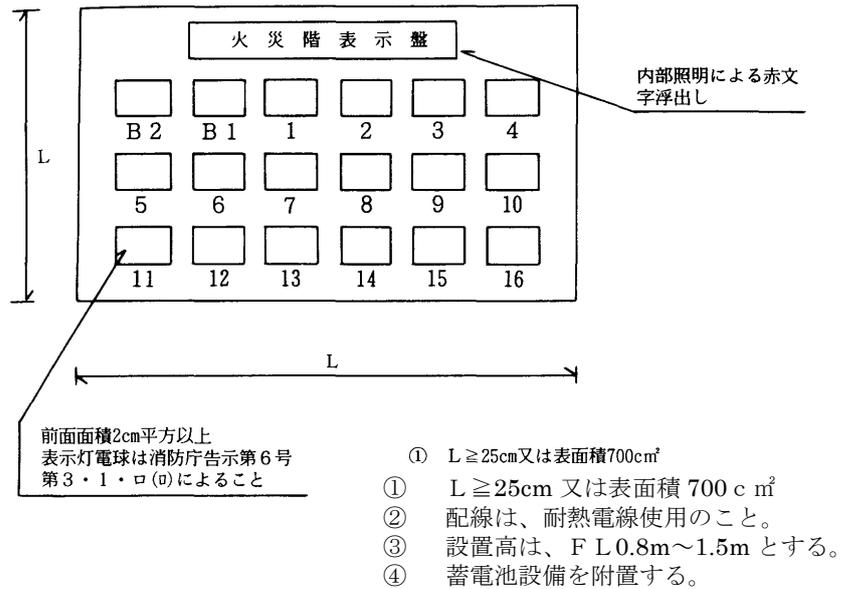
△

8 自動火災報知設備

(1) 非常用エレベーターの各階乗降口ビークには、自動火災報知設備と連動した火災階表示盤（例図5）又は、火災階表示盤と同等の機能を有し、かつ、防災センターの各種監視盤に表示される防災情報の一部が表示できる表示盤（CRT等）を設ける。

○

例図5 火災階表示盤



(2) 階段室等の警戒区域は、単独とし、地盤面からの垂直距離4.5メートルごとに一警戒区域（感知器ごとに設置場所が表示できるものを除く。）とする。 △

9 ガス漏れ火災警報設備等

(1) ガス漏れ火災警報設備のガス漏れ検知器を、ガス使用設備の存するすべての部分に設置する。 △

(2) ガバナー室等には、ガス漏れ検知器を設置する。 △

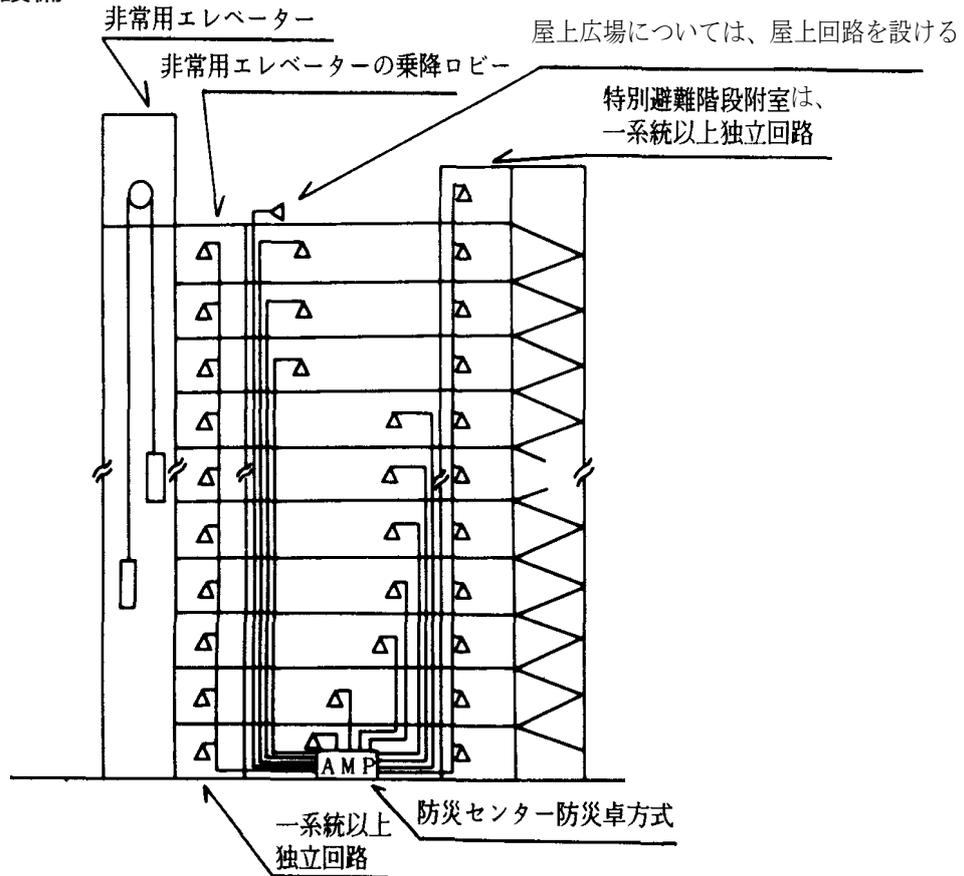
(3) ガス導入管が建築物の外壁を貫通する部分には、ガス緊急遮断弁を設ける。 △

(4) 防災センターには、前(3)のガス緊急遮断弁の位置表示及び遠隔操作装置を設ける。 △

10 非常警報設備（放送設備）

(1) 非常用エレベーターの乗降ロビー及び特別避難階段（附室を含む。）には、放送設備のスピーカー回路を一系統以上独立して設ける。（例図6） △

例図6 放送設備



(2) 屋上広場を有する建築物には、独立した回路でスピーカーを屋上広場に設ける。

△

(3) 非常電話を、防火対象物全域に設置する。 △

(4) 非常電話の親機は防災センターに、子機は中央監視室、連結送水管の放水口付近及び屋内消火栓箱の付近に設ける。 ○

1 1 誘導灯及び非常用の照明装置

(1) 特別避難階段の附室の出入口及び直接屋外へ通じる出入口に設ける誘導灯は、自動火災報知設備と連動して点滅（誘導音を含む。）するものとする。 △

(2) 誘導灯及び非常用の照明装置の配線は、一の階の非常用の照明装置の配線が短絡又は断線しても、他の階の誘導灯及び非常用の照明装置に支障がないように設ける。

△

(3) 避難施設の入口付近又は避難器具付近には非常用の照明装置を設ける。 △

(4) 室内及び廊下等から避難器具設置場所に通ずる出入口には4（2）エの例により表示灯を設ける。 △

1 2 排煙設備

特別避難階段の附室及び非常用エレベーターの乗降ロビーには消防法施行規則（昭和36年4月1日 自治省令第6号）第30条に定める排煙設備を設置する。

△

1 3 無線通信補助設備

地階の床面積の合計が1000平方メートル以上の防火対象物にあっては、当該

防火対象物の地階に無線通信補助設備を設ける。 △

1 4 消防隊進入口等

- (1) 消防隊進入口又はその近くには、「建築基準法施行令に基づく非常用の進入口の機能を確保するために必要な構造の基準（昭和45年建設省告示第1831号）」に適合する赤色灯又は表示をする。 ○
- (2) 消防隊進入口で常時施錠されるものにあつては、4（2）オに準じ解錠装置を設ける。なお、解錠装置を設けた場合は、防災センターで解錠作動が確認できること。
◎
- (3) 人工地盤上に建築物の超高層部が設けられ、はしご自動車等による消防活動が著しく困難と予想されるものにあつては、消防活動用エレベーターを建築基準法第34条第2項に定める非常用エレベーターの基準に準じ、相離れた位置に2以上設けること。 △
- (4) 消防隊進入口の下方地盤には、「消防活動用空地等に関する指導基準（平成21年4月1日付け）に示す基準により、消防活動用空地を設ける。 △

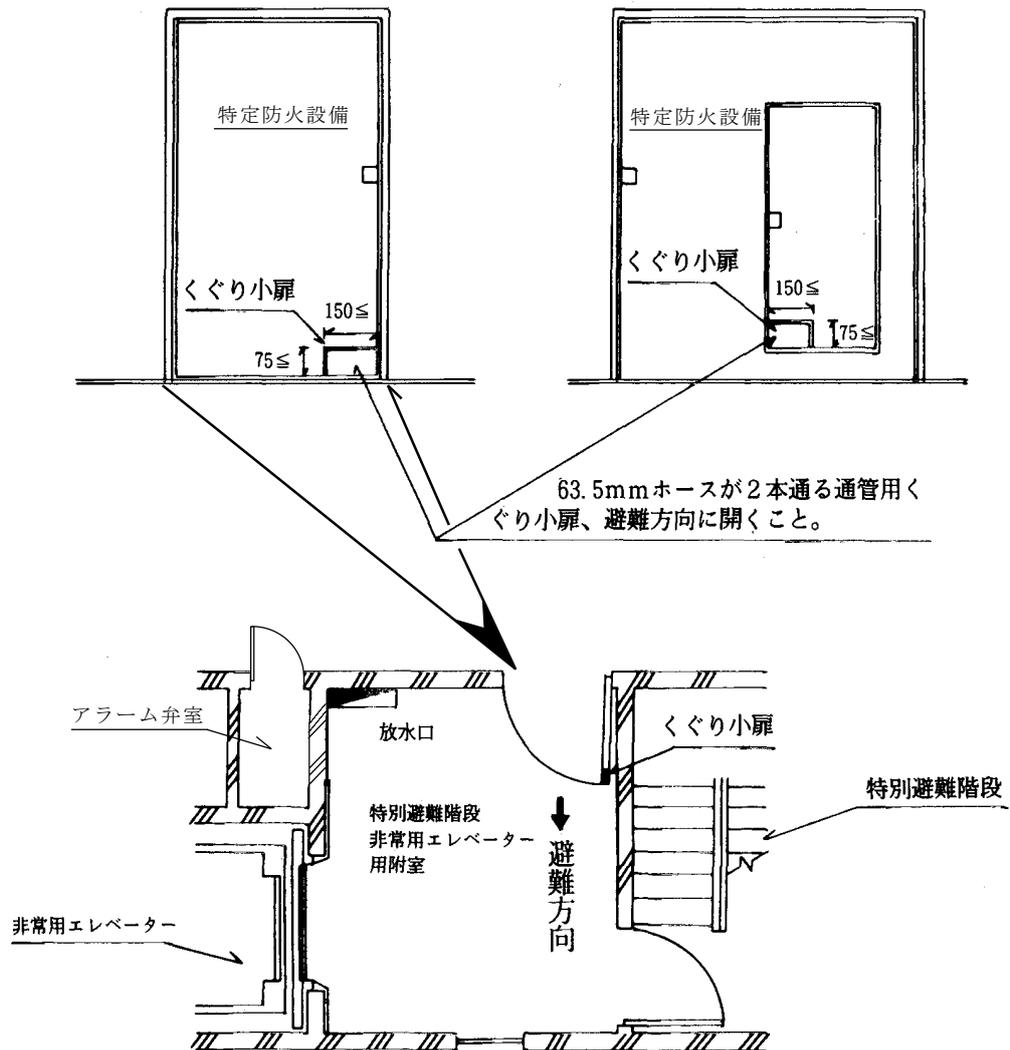
1 5 非常用エレベーター

- (1) 消防法施行令（昭和36年3月25日 政令第37号）別表第1（5）項イ、（6）項又は（16）項イ（（5）項イ又は（6）項の用途に供される部分が含まれるものに限る。）の防火対象物に設ける非常用エレベーターは、1基以上を救急用担架が収容できる奥行2メートル以上のものとする。 △
- (2) 非常用エレベーターの非常呼戻し階は、避難階又は防災センターの設けられる階を最優先呼戻し階とする。 ◎
- (3) 乗降ロビーの出入口は、2以下（特別避難階段への出入口は除く。）とする。（例図2） △
- (4) 乗降ロビーに連結送水管の放水口を設ける場合は、消防用ホースを延長するための通管用くぐり小扉（幅150ミリメートル、高さ75ミリメートルとする。）を併設すること。（例図7） △
- (5) 非常用エレベーターの乗降ロビーの出入口付近の床上0.5メートルの高さの壁部には、キセノンランプ（緑色）による点滅装置を設ける。 △
- (6) 非常用エレベーターの乗降ロビーには、非常電話及び火災階表示盤等を設ける。
○
- (7) 非常用エレベーター乗降ロビーに設ける排煙設備で機械式排煙によるものにあつては、排煙口は当該乗降ロビー出入口付近上部に設け、給気口は排煙口と相離れた下方位置に設ける。 ○
- (8) 非常用エレベーターの乗降ロビーで、外気に向かって開くことができる窓により排煙を行うものにあつては、4（4）の基準により設ける。 △
- (9) 非常用エレベーターの乗降ロビーには、階数を表示する。 △
- (10) 非常用エレベーターの乗降ロビーには、大きさ0.5メートル平方以上の当該階の平面略図（消火活動上必要な設備等の位置を簡記したもの。）を設ける。
△
- (11) 非常用エレベーターの運行状況表示盤を防災センターに設ける。 △
- (12) 非常用エレベーターの機械室は、廊下、階段室以外の用途部分に接して設けな

い。 △

- (13) 非常用エレベーターの電源が遮断した場合、内部にいる者が安全に脱出できるよう最寄階に着床できる措置をする。 △
- (14) 非常用エレベーターの乗降ロビーは、建築基準法施行令（昭和25年11月16日 政令第338号）第129条の13の3第3項第1号の規定にかかわらず避難階にも設置する。 △
- (15) 非常用エレベーターの乗降ロビーは、特別避難階段、屋外避難階段、屋内避難階段又は避難バルコニーのいずれかと接続させる。 △

例図7 通管用くぐり小扉



1.6 屋上避難場所

- (1) 最上階の床面積が 500 平方メートルを超えるものにあつては、屋上に当該床面積の2分の1以上の避難広場を設ける。 △
- (2) 前(1)の広場から2以上の経路により避難できる屋外階段等の施設を設ける。 △
- (3) 階段室から避難広場への出入口には、避難口誘導灯を出入口の両側にそれぞれ設ける。 △
- (4) 屋上への出入り口の施錠は、4(2)オによる。 △
- (5) 前(1)の広場には、防災センターと連絡できる非常電話を設ける。 △

1.7 ヘリコプター緊急離着陸場等 △

屋上に設置する緊急離着陸場又は緊急救助用スペース(以下「緊急離着陸場等」という。)の基準は、次のとおりとする。

(1) 緊急離着陸場

ア 制限表面

- (ア) 進入区域の長さは500メートル以上とし、幅は、離着陸帯から500メートル離れた地点で200メートル以上を確保できること。
- (イ) 進入表面は直線の2方向とすること。ただし、直線の2方向に設定できない場合は、90度以上の間隔を設けること。
- (ウ) 進入表面の勾配は5分の1以下とし、当該表面上に物件等が突出していないこと。
- (エ) 転移表面の勾配は、1分の1以下とし、当該表面上に物件等が突出していないこと。

イ 離着陸帯

- (ア) 離着陸帯の長さ及び幅は、それぞれ20メートル以上とすること。ただし、待避場所を別に設けた場合は、転移表面方向の一边を15メートル以上とすることができる。
- (イ) 離着陸帯には、黄色の夜光塗料又はビーズ入りのトラフィックペイントで着陸帯の境界線、Hの接地帯標識、許容重量及び認識番号を表示すること。
- (ウ) 離着陸帯の床面強度は、機体の全備重量の2.25倍以上とすること。
- (エ) 床面の構造はプラットホーム式又は通常床式とし、床面には滑り防止の措置を施すこと。(オ) 床面の最大縦横こう配は、2パーセント以下とすること。

ウ 夜間照明設備

- (ア) 離着陸帯の付近に進入表面及び転移表面に突出しない範囲で飛行場灯台を設置すること。この場合において、飛行場灯台の形式は白色又は白色と緑色の回転又は閃光型とすること。
- (イ) 着陸帯に埋込式の境界灯を等間隔に8個以上設けること。
- (ウ) 離着陸帯から10メートル以内の区域で、勾配2分の1の表面から突出した避雷針、手すり、パラペット、アンテナ等の夜間の視認が困難なものには、障害灯を設置すること。ただし、障害灯を設置しがたい場合は、夜光塗料で塗色すること。
- (エ) 連続4時間以上の継続供給が可能な非常電源装置を設置すること。

(オ) 点灯方式は、防災センター等からの遠隔操作により必要時に点灯できるものとする。

(カ) 非常電源からの配線は、耐火構造とした主要構造部に埋設するか、又はこれと同等以上の耐熱効果のある方法により保護すること。

エ 脱落防止施設等

(ア) 救助隊員及び要救助者等の転落防止施設として、高さ40センチメートル以上の手すり壁、さく又は金網を設置すること。この場合において、当該施設は進入表面又は転移表面から突出しない構造であること。

(イ) 緊急用ヘリコプターの搭載燃料が流出した場合、雨水排出口に流れ出ない構造とすること。

(ウ) 屋上に緊急用ヘリコプターが接近した場合に、要救助者等が待避する場所を緊急着陸場の直近に設けること。ただし、緊急離着陸場をプラットホーム式とした場合は、屋上部分とすることができる。

(エ) 待避場所から緊急離着陸場に至る部分に段差がある場合は、容易に接近できるよう階段等を設けること。

(オ) 待避場所には、「緊急用ヘリコプターが接近したら、この場所へ退避してください。」と記した待避標識を設置すること。

(カ) 離着陸帯の直近には、防災センター等と連絡できる非常電話等を設置すること。

オ 消防用設備等

(ア) 連結送水管の放水口を設置し、ホース2本以上、噴霧切替ノズル1本以上の放水用器具を備えた格納箱を設けること。

(イ) 消火器は、8リットル以上の泡消火器又は強化液消火器を1本以上設置すること。

(2) 緊急救助用スペース

ア 制限表面は、前号ア(ア)、(イ)及び(エ)によるほか、次によること。

(ア) 進入表面のこう配は3分の1以下とし、当該表面上に物件等が突出していないこと。

(イ) 進入表面及び転移表面が、前号ア(ア)、(イ)及び(エ)並びにオ(ア)によりがたい場合は、進入表面及び転移表面を最高5メートルまで垂直上方に移行できるものとする。

イ 大きさ、構造等

(ア) 緊急救助用スペースの長さ及び幅は、それぞれ10メートル以上とすること。

(イ) 緊急救助用スペースには、黄色の夜光塗料又はビーズ入りのトラフィックペイントで緊急救助用スペースの境界線、Rの標識及び認識番号を表示すること。

(ウ) 床面の強度は、通常床強度とすること。

(エ) 床面の構造は通常床式とし、床面には滑り防止の措置を施すこと。

(オ) 床面の最大縦横こう配は、消防活動に影響しない程度のこう配とすること。

ウ 夜間照明設備、脱落防止施設等については緊急離着陸場に準じて設置すること。

(3) 屋上出入口の構造等

- ア 屋上の出入口は、避難階段及び非常用エレベーターと有効に通じていること。
- イ 屋上の出入口の扉には、災害時に防災センター等で一括解錠できる解錠装置又は煙感知器等の作動により連動して解錠する自動解錠装置を設置すること。
- ウ 階段室の屋上部分には、附室、前室等緩衝空間を設置すること。
- エ 機械排煙設備の排出口は、排出された煙が消防活動や避難の支障とならないよう配置すること。

(4) 維持管理

緊急離着陸場等に係る各施設については、消防活動を行う際に有効に活用できるよう適正に維持管理すること。

1.8 電気設備

- (1) 自家発電設備は、長時間型（燃料は、4時間運転可能な量以上の量とする。）とし、その容量は、防災設備等の全負荷に十分対応できるものであること。 △
- (2) 地階に設ける電気室、自家発電機室及び蓄電池室には、防水堤を設けるか、当該機器の存する室を階の床面から0.5メートル以上高くするなど消防活動等による浸水対策を講ずること。 △

1.9 消防防災設備のインテリジェント化

消防用設備等をはじめ各種防災設備、機器等は、相互に連携を保ちながら複雑なシステムを構成することから、制御の迅速性、確実性、監視の容易性及び保守管理の省力を図るため、積極的に消防防災システムのインテリジェント化を図る。 △

2.0 その他

- (1) 建築工事期間中の内装工事時点において、消火活動が著しく困難と思われる工事中の建築物は連結送水管を使用可能とする等、適切な措置を講ずる。
- (2) この基準は、共同住宅については適用しないものとする。
- (3) この基準は、消防長が高層建築物の敷地、配置、構造、用途等計画建築物の状況等から判断して、この基準によらなくともこの基準と同等以上の安全性が確保されると認めるときは、適用しないことができるものとする。

附 則

この基準は、平成3年4月16日から施行する。

附 則

この基準は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

なお、この基準施行の際、現に存する防火対象物又は現に工事中の防火対象物については、従前の例によるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行の際現に改正前の超高層建築物に関する防災指導基準の規定に基づいて作成されている様式は、改正後の超高層建築物に関する防災指導基準の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。この場合においては、押印することを要しない。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

ヘリコプターの屋上緊急離着陸場等設置指導基準及び図解

施設		緊急離着陸場	
項目		基準	図解
制限表面	進入区域の長さ及び幅	長さは500m以上で、幅は離着陸帯から500m離れた地点で200m以上を確保できること。	
	進入表面の設定方向	原則として直線の2方向とすること。ただし進入経路と出発経路が同一方向に設定できない場合、各経路は90度以上の間隔を設けること。	
	進入表面の勾配	進入区域上に勾配5分の1以下として設定し当該表面上に物件等が突出していないこと。	
	転移表面の勾配等	進入表面の両側に勾配1分の1以下として右図に示すとおり設定し、当該表面上に物件等が突出していないこと。	
離着陸帯	大きさ	原則として20m×20m以上とすること。ただし退避場所を別に確保した場合は1辺を15m以上とすることができる。	
	床面強度	活動想定機体の全備重量×2.25倍以上とすること。	
	床面構造	プラットフォーム式又は通常床式とし、床面は滑り防止策を施すこと。	
	勾配	最大縦横勾配は2%以下とすること。	
	標識及び認識番号等の表示	着陸帯の境界線及びHの標識並びに離着陸帯内に認識番号、許容重量を黄色の夜光塗料等で表示すること。	

施設		緊急離着陸場	
項目		基準	図解
夜間照明設備 非常電源付	飛行場燈台	離着陸帯の付近に進入表面及び転移表面上突出しない位置に、飛行場燈台を設置すること。(白色又は白色と緑色の回転型又は閃光型)	<p>◎ ←飛行場燈台(回転型又は閃光型)</p> <p>↑ ↑ 境界燈(8個以上)</p>
	着陸区域境界燈	着陸帯の境界線上に、埋込式の境界燈を等間隔に8個以上設置すること。(境界燈を設置しがたい場合は、着陸区域照明燈を4基設置すること。)	
	障害燈	離着陸帯から10m以内の区域で、勾配2分の1の表面から突出した、避雷針等の夜間視認が困難な物件に設置すること。(夜光塗料でもよい。)	
	非常電源装置	連続4時間以上の継続供給が可能な自家発電設備又はポータブル式発電機を設置すること。	
脱着 転落防止 施設等	脱着転落防止施設	航空機の脱着及び必要救助者等の転落を防止するための施設を設置すること。また当該施設は進入表面又は転移表面から突出しない構造であること。	<p>消火設備</p> <p>退避場所</p> <p>退避標識 (退避要領等表示)</p>
	燃料流出防止施設	航空機の搭載燃料が流出した場合、雨水排出口に流れ込まない構造とすること。(ためます、側溝等を利用する方法とし1000ℓ以上の容量を確保する。)	
	待避場所	屋上にヘリコプターが接近した場合に必要救助者等が避難する場所を設け、待避要領を表示すること。	
	消防用設備等	連結送水管及び消火器を設置する。 (注)	
	連絡装置	離着陸帯直近に防災センター等と連絡できる非常電話等を設置すること。	
その他	屋上出入口の構造等	屋上出入口は、避難階段、非常用EV等と有効に通じていること。また出入口の扉は防災センター等で一括解錠できる装置又は煙感知器等と連動して解錠できる装置を設置すること。	
	排煙排出口	排煙口は、排出された煙が消防活動や避難に支障とならない位置に配置すること。	

(注) 連結送水管の放水口の直近には、噴霧切替ノズル1本ホース2本以上を備えた格納箱を設置すること。

また、消火器は8ℓ以上の泡消火器又は強化液消火器を1本以上設置すること。

施設		緊急救助用スペース	
項目		基準	図解
夜間照明設備 [非常用電源付]	飛行場燈台	緊急救助用スペースの付近で進入表面及び転移表面上突出しない位置に、飛行場燈台を設置すること。(白色又は白色と緑色の回転型又は閃光型)	<p>◎ ←飛行場燈台 (回転型又は閃光型)</p> <p>境界燈 (8個以上)</p>
	境界燈	緊急救助用スペースに、埋込式の境界燈を等間隔に8個以上設置すること。(境界燈を設置しがたい場合は、着陸区域照明燈を4基設置すること。)	
	障害燈	緊急救助用スペースから10m以内の区域で、勾配2分の1の表面から突出した避雷針等の夜間視認が困難な物件に設置すること。(夜光塗料でもよい。)	
	非常電源装置	連続4時間以上の継続供給が可能な自家発電設備又はポータブル式発電機を設置すること。	
脱 落 防 止 施 設 等	脱落転落防止施設	要救助者等の転落を防止するための施設を設置すること。また当該施設は進入表面又は転移表面から突出しない構造であること。	<p>退避場所</p> <p>退避標識 (退避要領等表示)</p>
	燃料流出防止施設	_____	
	待避場所	屋上にヘリコプターが接近した場合に要救助者等が非難する場所を設け、待避要領を表示すること。	
	消防用設備等	_____	
	連絡装置	緊急救助用スペース直近に防災センター等と連結できる非常電話等を設置すること。	
その他	屋上出入口の構造等	屋上出入口は避難階段、非常用E/V等と有効に通じていること。また出入口の扉は防災センター等で一括解錠できる装置又は煙感知器と連動して解錠できる装置を設置すること。	
	排煙排出口	排煙口は、排出された煙が消防活動や避難に支障とならない位置に配置すること。	